

田野町農業委員会議事録

会 議 名	田野町農業委員会 11 月定例総会
開 催 日 時	平成 28 年 11 月 30 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
開 催 場 所	田野町役場 2 階大会議室
出 席 委 員	1 番 坂本輝男 2 番 山本続 3 番 山本英広 4 番 松本昭子 5 番 西山和男 6 番 瀧渦昭彦 7 番 西山杉雄 8 番 手嶋歳和 9 番 岸野雅宏 12 番 田中繁穂
欠 席 委 員	10 番 清岡正之
事 務 局 出 席 者	事務局： 西山周平 平瀬大祐
議 題	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について その他 産業まつり農産物即売売上金について

開 会	会長、田中繁穂が議長となり挨拶し、定数確認のうえ開会を宣す。
議事録署名人選出	議長が、3 番 山本英広委員 及び 6 番 瀧渦昭彦委員を指名する
議 事 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号は農地法第 3 条の規定による許可申請ですので審議します。事務局は説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第 1 号の説明を行います。議案書は 2 ページです。申請は 1 件出てきております。</p> <p>整理番号は 24 番です。申請のあった農地は 5 筆です。1 筆目は田野町字東卵塔 3330-1 で地目は田、面積は 1,256 m²です。農振区分は農振農用地です。2 筆目は田野町字南卵塔 3349-1 で地目は田、面積は 158 m²で、農振区分は農振農用地です。3 筆目は田野町字南卵塔 3349-2 で地目は田、面積は 52 m²で、農振区分は農振農用地です。4 筆目は田野町字南卵塔 3352 で地目は田、面積は 311 m²で、農振区分は農振農用地です。5 筆目は田野町字南卵塔 3354 で地目は田、面積は 168 m²で、農振区分は農振農用地です。5 筆合わせて 1,945 m²となっております。権利種別は 3 条有償移転です。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請人について説明します。譲渡人は田野町●●●●番地の●●●●さんで、譲受人は田野町●●●●番地の●●●●さんです。</p> <p>譲渡人の安岡登禧さんは●●歳で無職です。譲受人の●●●●さんは●●歳で、農業をされております。</p> <p>土地の売買価格は5筆合わせて170万円とのことです。</p> <p>譲受人の農地の経営状況を説明します。所有する自作地は田が16,532㎡、畑が1,472㎡で、合わせて18,004㎡となっております。貸付地及び借入地は有りません。</p> <p>譲受人の作付予定作物及び作付面積、農機具の所有状況を説明します。田における作付予定作物は水稻で、作付面積は権利取得後18,477㎡となります。畑における作付予定作物は野菜・果樹で作付面積は権利取得後1,472㎡となります。農機具の所有状況については、乗用トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台ずつ所有されております。</p> <p>譲受人の農作業歴は40年ほどで、世帯員としての労働力はありません。住所地から権利を設定しようとする農地までは、移動時間で約5分以内とのことです。</p> <p>譲受人又はその世帯員等の農作業への従事状況を説明します。農作業に常時従事されている方は本人で、年齢が●●歳、主たる職業は農業で、年間通じて農作業に従事できる状況であるということです。</p> <p>申請のあった農地の権利取得後における経営農地の総面積は19,949㎡です。</p> <p>権利取得後における耕作の内容が、周辺農地へ農業上及ぼす影響について説明します。申請地には周辺農地と同様の作物の栽培を行うので、周辺農地への影響はないものと思われます。</p> <p>地域との役割分担の状況について説明します。これまでと同様に地域の共同活動に参加し、農道・水路の保全活動に努めるとのことです。</p> <p>議案書6ページから8ページには申請地の航空写真及び切図を載せていますので、場所の位置関係等をご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見・ご質問等ございませんか。 (特になし)</p> <p>ないようでしたら本申請について、許可することにご異議等ございませんか？ (異議なし)</p> <p>はい。異議なしということですので、本申請を許可します。</p> <p>続きまして議案第2号に移ります。議案第2号は農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、前回の総会で保留となった案件について審議をします。事務局は説明をお願いします。</p>
------------	---

事務局	<p>議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、前回保留となった案件について、資料の追加提出がありましたので審議をお願いします。説明は前回と重複するところもあると思いますがご了承ください。</p> <p>議案書は9ページです。整理番号26番、申請のあった農地は全部で7筆あり、総面積は2,426㎡となっております。</p> <p>権利種別は賃貸借権です。貸付人は●●さん他●●名で、借受人は●●●●さんです。借受人の職業は●●●●です。</p> <p>転用の目的としては、ドラッグストア店舗及び駐車場等の設置をするためです。</p> <p>議案書10ページに、申請書の別紙を印刷しております。ここに貸付人及び借受人の一覧を載せております。また、所有する土地の別も載っておりますのでご確認ください。</p> <p>議案書11ページには、住宅地図の写しを載せております。申請地を赤色の線で囲っております。田野駅の西隣になるので場所はおわかりになるかと思ます。</p> <p>議案書12ページには、事業計画書を添付しております。抜粋して説明します。まず5の申請地利用計画について説明します。事業内容はドラッグストア店舗及び駐車場の設置です。造成計画としては、高さ最大約1.2mの盛土による土地造成を行うこととなっております。敷地への進入計画については、敷地南側に前面道路（国道55号線）に接続する幅9mの進入路を2か所設ける計画となっております。排水計画については、敷地東及び西側より既設水路へ放流するという事です。排水計画図が出てきておりますので後ほど説明します。</p> <p>次に6の申請地を選んだ理由及び必要とする理由について説明します。マーケティング調査の結果、テナントが店舗を出店した場合高い収益が見込めることから、賃貸事業として安定した収益を期待できるため、申請地を転用しテナントに一括転貸することとした。国道に面し駅にも隣接しており、高い集客効果が期待できる申請地が最適地と判断した。十分な品ぞろえを確保できる店舗面積と、そこから予想される来客数に見合う自動車を収容できる駐車場を設置するためには申請地いっぱいの面積を必要とする。とのことです。</p> <p>次に7の周囲の農地に対する被害防除計画について説明します。北は用悪水路を挟み鉄道用地（土佐くろしお鉄道ごめんなはり線）、東は農道及び水路を挟み宅地（道の駅田野駅屋）、南西は宅地（歯科医院）、南は2車線の道路（国道55号線）、及び西は農道及び水路を挟み田に接する。取水は上水道。汚水排水は敷地東側、雑排水、雨水排水は敷地東及び西側の既設水路へ放流する。高さ最大約1.2mの盛土による土地造成を行う。隣接農地所有者には、事業計画を説明済みであり了承を得ているが、万一、周辺農地に被害を与えたときは、譲受人が責任を持って解決する。とのことです。転用に係る費用の明細及び資金計画については記載のとおりです。</p> <p>議案書13ページには隣地承諾書を添付しております。申請地の西側の水路を</p>
-----	---

	<p>挟んだ向かいにある田の所有者から、転用に係る同意書を得ております。</p> <p>議案書 14 ページには、排水に関する同意書をご載せております。排水についての水利権者ということで、田野町土地改良区からの排水同意書です。これについては、前回はありませんでした、改良区の理事会で同意が得られたということです。</p> <p>議案書 15 ページに排水計画図をご載せております。これも今回提出があったものです。排水先については、敷地西側既設水路と、敷地東側既設水路へと排水する計画になっております。図面には既設水路の容量と、敷地場内の排水流出量の値が記載されておりますが、これにより、敷地場内の排水流出量が既設水路の容量内であることが示されています。</p> <p>議案書 16 ページには土地利用計画図のご載せております。店舗の平面図と駐車場の位置関係が分かるようになっております。</p> <p>議案書 17 ページには盛土計画図を添付してしております。</p> <p>議案書 18 ページには申請地の航空写真を載せておりますのでご確認ください。</p> <p>議案書 19 ページには農地区分早見表を添付してしております。申請地はいずれも鉄道の駅から概ね 300m 以内にある農地であるため、この表で分かるように第 3 種農地となります。第 3 種農地は原則許可できる農地ということになります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありました。前回なかった資料として、改良区からの排水同意書と、その排水計画図が今回提出されました。この件に関して何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>なければ本申請について、許可相当とし、県に意見書を提出することにご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。異議なしということですので、本申請については許可相当と判断し、県にその旨の意見書を提出することとします。</p>
事 務 局	<p>続きまして議案第 3 号に移ります。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について申出がありましたので説明します。</p> <p>議案書は 20 ページです。申出は 1 件で、整理番号 9 番です。申請のあった農地は 2 筆あり、1 筆目は安田町東島字ヨコム子 1971-1 の 1,178 m²で、地目は登記簿・現況ともに田です。2 筆目は安田町東島字ヨコム子 1971-2 の 1,271 m²で、地目は登記簿・現況ともに田です。</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>更新の内容で申し出てきております。利用権を設定する方は、田野町●●●●番地の●●●●さんで、利用権の設定を受ける方は田野町●●●●番地●●の●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 1 年間です。権利の内容は賃貸借です。</p> <p>借受人の経営状況を説明します。年齢●●才で、年間で約 300 日間農作業に従事されております。現在の経営農地の面積は、今回更新する農地面積と合わせますと 4,048 m²です。</p> <p>この件についての説明は以上です。</p> <p>只今の説明について質問等ありませんか。 (特になし)</p> <p>それでは、本件については適当とすることにご異議はありませんか。 (異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本件は適当と認めます。</p> <p>それではその他の件ということで、先日行われました産業まつりでの農産物即売売上金の分配について、事務局から説明があります。</p> <p>【11/23 に開催された産業まつりにおいて、農業委員会として参加した農産物即売での売上金の分配について説明。】</p> <p>それではこれで本日の案件は全て終了しましたが、ご意見ご質問等ありませんか。なければ本日の定例総会を終了し、解散します。</p>
<p>議 事 録 署 名</p>	<p>平成 28 年 11 月 30 日</p> <p>議 長 (印)</p> <p>議事録署名人 (印)</p> <p>(印)</p>